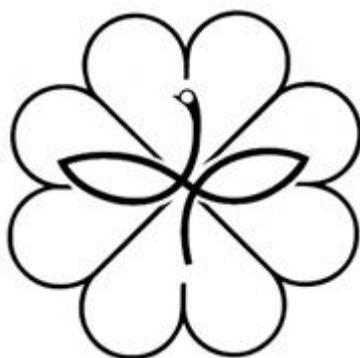


民生委員・児童委員 及び 主任児童委員に関する手引き



令和7年4月

 雲南市

民生委員児童委員信条

- 一、わたしたちは隣人愛をもって社会福祉の増進に努めます
- 一、わたしたちは常に地域社会の実情と把握することに努めます
- 一、わたしたちは誠意をもってあらゆる生活との相談に応じ自立の援助に努めます
- 一、わたしたちはすべての人と協力し、明朗で健全な地域社会づくりに努めます
- 一、わたしたちは常に公正を旨とし、人格と識見の向上に努めます



「児童憲章」(前文)

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、良い環境の中で育てられる。

目 次

1. 制度の歴史	3
2. 選任・推薦（委嘱）	4
3. 身分・条件	5
4. 定数	5
5. 基本姿勢・基本的性格・活動の原則	6
6. 7つのはたらき	7
7. 職務	7
8. 具体的な活動内容	11
9. 守秘義務	12
10. 業務対応事例	13
11. 補償制度	15
12. その他（資料編）	16

1. 制度の歴史

民生委員制度は、大正6年に岡山県で貧困救済方策として創設された「濟世顧問制度」を始まりとします。翌大正7年には大阪府で「方面委員制度」が創設されるほか、その後同様な制度が各地で相次いで制定され、全国に普及しました。昭和11年には方面委員令が公布され、今日の民生委員制度の原型が確立されました。

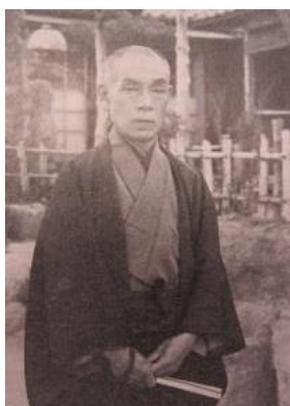
終戦後、日本国憲法下での民主主義国家として制度の刷新強化が求められる中、昭和21年、民生委員令の公布により「方面委員」の名称が現在の「民生委員」に改められました。翌昭和22年に児童福祉法が制定され、その中で児童委員は民生委員をもって充てると規定されました。民生委員は、一貫して生活困窮者の支援に取り組むとともに、時代の変化に応じて新たな活動に取り組むなど、地域の福祉増進のために常に重要な役割を果たすこととなり、社会的に高く評価されました。昭和23年、民生委員令が改正され、「民生委員法（以下「法」という。）」が公布されました。

その後の社会情勢等の変化により法改正が繰り返される中、様々な問題を抱える家庭の相談・援助活動を行う児童委員への期待の高まりを背景に、平成6年に児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が制度化され、平成13年に法定化されました。

平成29年に、濟世顧問制度創設から100周年の節目を迎えた、長い歴史をもつ制度です。



当時の岡山県知事
筧井 信一



日本最初の民生委員
藤井 静一



民生委員制度
100周年記念シンボルマーク

5月12日は民生・児童委員の日

民生・児童委員の日は、濟世顧問設置規程が交付された5月12日に由来して、全国民生委員児童委員協議会（現 全国民生委員児童委員連合会）が昭和52年に定めました。

また、5月12日から一週間を活動強化週間とし民生委員・児童委員活動周知のための取り組みを強化する期間としています。

雲南市民生児童委員協議会では、活動強化週間に、雲南市役所前に懸垂幕を掲揚し地域住民への周知を図っています。



2. 選任・推薦（委嘱）

民生委員・児童委員の推薦を受ける者の資格については、法第6条に規定されていますが、民生委員・児童委員制度にとって適任者を得ることが最も重要であるため、法第1条、第2条、第14条、第15条及び第16条の趣旨のほか、次の各号に掲げる要件を具備する者を選任することとされています。

（1）適格要件

- ①社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者
- ②その地域に居住しており、その地域の実情をよく知っているだけでなく、地域の住民が気軽に相談に行けるような者
- ③生活が安定しており、健康であって、民生委員・児童委員活動に必要な時間を割くことができる者
- ④個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を固く守ることができる者
- ⑤児童及び妊産婦の保護、保健その他福祉の仕事に関心をもち、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また児童から親しみをもたれる者

（2）基準

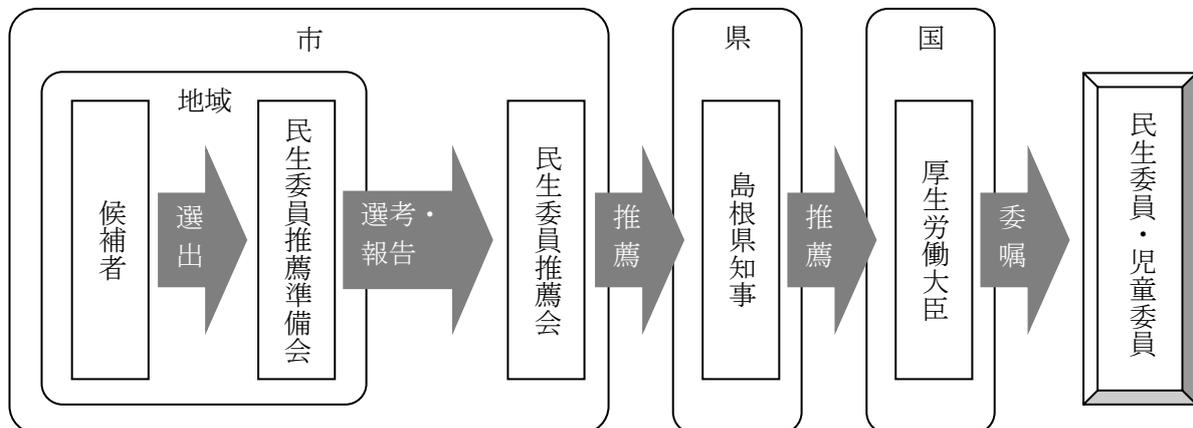
男女比の極端な偏りがないよう留意するとともに、将来にわたって積極的な活動を行えるよう75歳未満（ただし、主任児童委員は55歳未満）の者を選任するよう努めることとされています。なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能なものであるため留意することとされています。

（3）再任

現任の者を再任する場合は、民生委員・児童委員としての、これまでの活動実績も十分勘案することとされています。

（4）推薦

民生委員・児童委員の推薦方法は、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について都道府県知事が推薦を行うことと法第5条に規定されています。厚生労働大臣が委嘱するまでの流れは、下記のとおりです。



3. 身分・条件

民生委員は、法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員（特別職）で、児童福祉法に定める児童委員も兼ねています。ボランティアとして活動するため、給与の支給はありませんが、交通・通信等に係る活動費は県及び市から支給されます（年間 県：60,200円、市：60,200円 地区会長にはそれぞれ11,920円加算 令和6年実績）。

また、民生委員・児童委員の一部（全国で約21,000人）は、こどもや子育てに関する支援を専門に担当する「主任児童委員」に指名されます。地区担当の民生委員・児童委員と連携しながら子育ての支援や児童健全育成活動などに取り組んでいます。

民生委員・児童委員の任期は3年で、再任も可能です。なお、欠員補充のため委嘱された民生委員・児童委員の任期は、前任者の残任期間となります。

4. 定数

市内の民生委員・児童委員の定数は143人（地区担当127人、主任児童委員16人）となっており、法第24条第1項第1号に基づき、個々の民生委員・児童委員が担当する区域を定めています。

大東	地区担当	大東	10
		春殖	7
		幡屋	5
		佐世	5
		阿用	3
		久野	2
		海潮	6
		塩田	2
	主任児童委員	4	
計		44	

三刀屋	地区担当	三刀屋	6
		一宮	5
		飯石	3
		鍋山	5
		中野	3
	主任児童委員	3	
計		25	

加茂	地区担当	—	18
	主任児童委員		2
計			20

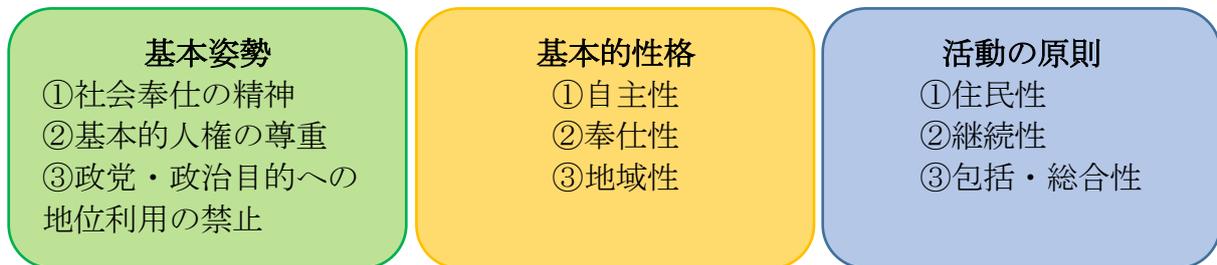
吉田	地区担当	吉田	4
		民谷	1
	田井	2	
主任児童委員		2	
計		9	

木次	地区担当	八日市	3
		三新塔	3
		新市	2
		下熊谷	3
		斐伊	5
		日登	5
		西日登	3
		温泉	3
	主任児童委員	3	
計		30	

掛合	地区担当	掛合	5
		多根	2
		松笠	2
		波多	2
	入間	2	
主任児童委員		2	
計		15	

5. 基本姿勢・基本的性格・活動の原則

民生委員・児童委員の活動は、地域住民との信頼関係を基盤として成立します。そのため、民生委員には守秘義務が課されているとともに、基本的人権の尊重や政治的中立性等を特に重視しています。



(1) 基本姿勢

民生委員・児童委員は、以下の3つの基本姿勢を守って活動しています。

①社会奉仕の精神

社会奉仕の精神をもって、社会福祉の増進に努めています。

②基本的人権の尊重

その活動を行うにあたって、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守ります。人種、信条、性別、社会的身分または門地による差別的、優先的な取り扱いはしません。

③政党・政治目的への地位利用の禁止（政治的中立）

職務上の地位を政党または政治的目的のために利用しません。

(2) 基本的性格

民生委員・児童委員には、以下の3つの基本的性格があります。

①自主性

常に住民の立場に立ち、地域のボランティアとして自発的・主体的な活動を行います。

②奉仕性

誠意をもち、地域住民との連帯感をもって、謙虚に、無報酬で活動を行うとともに、関係行政機関の業務に協力します。

③地域性

一定の地域社会（担当区域）を基盤として、適切な活動を行います。

(3) 活動の原則

民生委員・児童委員の活動には、以下の3つの原則があります。

①住民性

自らも地域住民の一員として、住民に最も身近なところで、住民の立場に立った活動を行います。

②継続性

福祉課題の解決は時間をかけて行うことが必要です。地域を担当する民生委員・児童委員の交代があった場合でも、前任者の活動は必ず引き継がれ、継続した対応を行います。

③包括・総合性

個々の福祉課題の解決を図るほか、地域社会全体の課題に対応していくために、その課題について包括的、総合的な視点に立った活動を行います。

6. 7つのはたらき

民生委員・児童委員は、地域福祉の担い手として、住民個々の相談に応じ、その生活課題の解決にあたるとともに、地域全体の福祉増進のための活動にも取り組んでいます。以下のとおり、7つのはたらきがあります。

①社会調査

担当区域内の住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握します。

②相談

地域住民が抱える問題について、相手の立場に立ち、親身になって相談にのります。

③情報提供

社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供します。

④連絡通報

住民個々の福祉ニーズに応じた福祉サービスを得られるよう、関係行政機関、施設、団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割を果たします。

⑤調整

住民の福祉ニーズに対応し、適切なサービスの提供が得られるように支援します。

⑥生活支援

住民が求める生活支援活動を自ら行い、支援体制をつくっていきます。

⑦意見具申

活動を通じて得た問題点や改善策について取りまとめ、必要に応じて民児協をとおして関係機関等に意見を提起します。

7. 職務

(1) 民生委員の職務

民生委員の職務については、法第14条に規定されています。

第十四条 民生委員の職務は、次のとおりとする。

- 一 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
- 二 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
- 三 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
- 四 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- 五 社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他の関係行政機関の業務に協力すること。

2 民生委員は、前項の職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

(実態把握)

第1項第1号では、担当区域内の住民の生活状況の適切な把握を求めています。これは相談・支援活動の前提となるもので、民生委員活動の歴史の中で、「社会測量」、「社会調査」の機能として受け継がれてきたものです。具体的には、訪問活動等を通じて地域の要支援者等の状況を把握し、各種の台帳を作成しておくほか、「福祉票」の整備を行う等の取組が求められています。

(相談・援助)

第1項第2号は、要支援者に対する自立支援活動を規定したものです。支援を必要とする住民が、できる限り自らの力で自立できるよう、相談・助言等の支援を行うべきことを定めています。

(情報提供)

第1項第3号は、要支援者に対する情報提供等の支援活動を規定したものです。それぞれの住民が抱える課題に即した情報提供を行うことで、必要な支援やサービスの利用につなぎ、自立の援助に資することが期待されています。福祉サービスの多くが選択に基づく利用制度へと移行している中で、特に重要性が高い取組と言えます。

(関係者等との連携及び支援)

第1項第4号は、福祉サービスの利用に関する支援、また事業者等との連携について規定したものです。地域の福祉施設、在宅サービスを提供する事業者などの情報を民生委員が適切に把握しておくことで、住民に必要なサービス事業者の情報を提供されることが期待されています。ただし、これは特定の事業者を斡旋するといったことではなく、あくまで住民の立場に立って行われるべきことは言うまでもありません。社会福祉法第24条第2項に、全ての社会福祉法人の責務として「地域における公益的な取組」を実施することが明示されており、社会福祉法人が地域に根ざした取組を進めていく上で、民生委員との連携は重要であると考えられます。

(関係行政機関への協力)

第1項第5号は、行政の協力機関としての民生委員の性格、役割を示したものです。「協力機関」とは、行政の一部ではなく、民間奉仕者として、外部の立場から協力する存在ということです。生活保護法、老人福祉法等の福祉諸法では、「民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所の長、身体障害者福祉司又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする」と規定しています。福祉事務所や児童相談所、障害者更生相談所等の福祉行政を司る機関が、その権限に基づき行う事務、事業に関して、住民への情報提供や福祉行政機関への参考意見を述べること等、民生委員としての協力の責務を明らかにしたものです。

(地域住民の福祉の増進)

第2項は、地域福祉の推進者としての役割について規定したものです。ボランティア活動や共同募金運動への住民の理解や参加への働きかけをはじめ、地域の福祉課題解決のための住民参加の働きかけ等の活動が期待されています。

(2) 児童委員の職務

民生委員が兼ねる児童委員、また児童委員の中から指名される主任児童委員の職務については、児童福祉法第17条に規定されています。

第十七条 児童委員は、次に掲げる職務を行う。

- 一 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
 - 二 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
 - 三 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
 - 四 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
 - 五 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。
- 2 主任児童委員は、前項各号に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員（主任児童委員である者を除く。以下この項において同じ。）との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。
- 3 前項の規定は、主任児童委員が第一項各号に掲げる児童委員の職務を行うことを妨げるものではない。
- 4 児童委員は、その職務に関し、都道府県知事の指揮監督を受ける。

(児童委員の役割)

児童委員の職務については、第1項各号のとおり、活動の対象者を特に「児童及び妊産婦」としている点を除けば、民生委員法第14条第1項各号に定める民生委員の職務とほぼ同様の規定と言えます。民生委員法にないものとして、第5号に定める「児童の健やかな育成に関する機運の醸成」が挙げられます。子育てを地域全体で支援していくための環境整備への取組が期待されていると言えます。

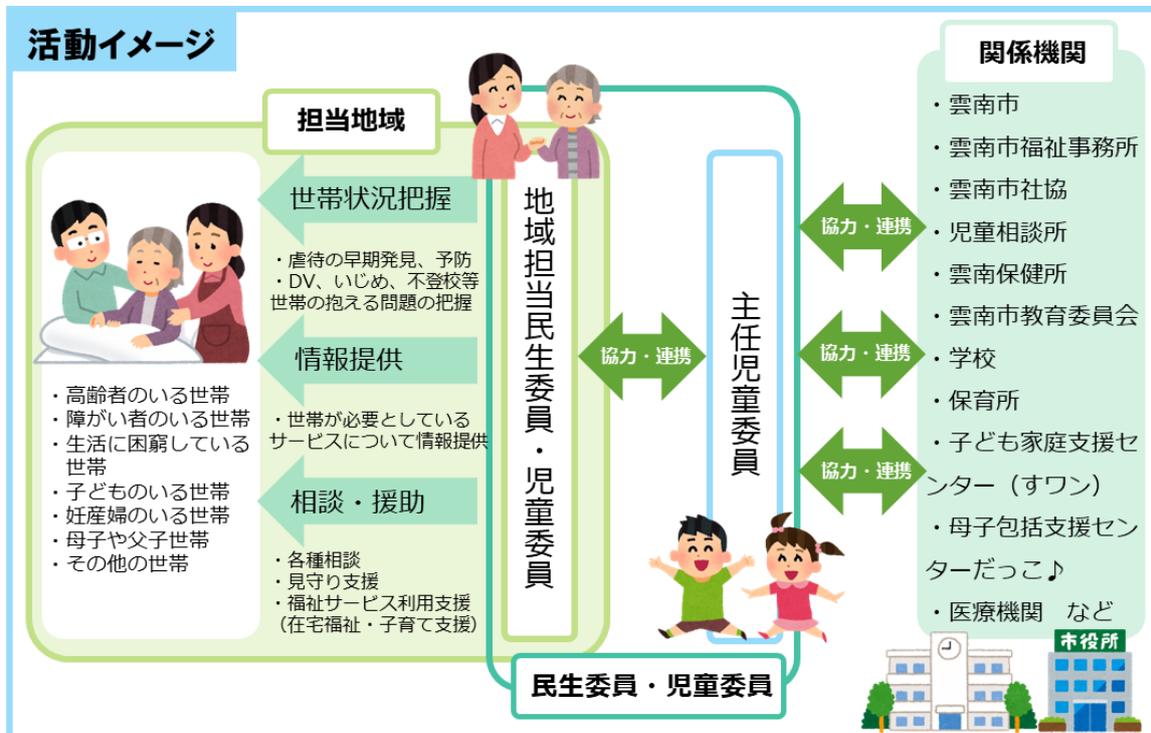
「児童委員の活動要領（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知（平成13年）」）には、児童委員の活動として、「実情の把握と記録」、「相談・援助」、「児童の健全育成のための地域活動」、「意見具申」、「連絡通報」、「児童虐待への取組」の6つが挙げられています。

(主任児童委員の役割)

主任児童委員の職務については、第2項で規定されています。少子化や核家族化に伴う育児不安や子育ての孤立化に加え、児童虐待、非行、いじめ、不登校、ひきこもりなどの問題を抱えた家族に対する相談・援助活動を行う児童委員への期待の高まりを背景に、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が平成6年に設置（平成13年に法定化）されました。主任児童委員制度は、従来の区域を担当する児童委員と一体となった活動を展開することにより、児童委員活動の一層の推進を図ることを目的として創設されました。

主任児童委員は、区域を担当せずに活動することとされています。単位民児協が担当する地域全体がその活動範囲とも言えます。そして、児童福祉関係行政機関と区域担当児童委員との連絡調整役となるとともに、児童委員の活動に対する支援、協力を行うこ

ととされています。これは、児童福祉に関する一定の知識・経験を有する者が主任児童委員に選任されているとの考え方によります。注意すべきことは、第3項にあるように、主任児童委員が区域担当児童委員の職務を行うことが否定されているものではないことです。必要に応じて、区域担当児童委員と主任児童委員が連携・協働して個別ケースに対応していくことが期待されています。



8. 具体的な活動内容

(1) 聞き役・つなぎ役

地域住民の最も身近な相談相手として、訪問や電話などにより、個々の生活上の困り事や心配事などに関する相談に応じます。相談者の置かれている立場や境遇に理解を示し、相手の気持ちに寄り添い（傾聴）、相談者が必要な支援を受けることが出来るよう、適切な専門機関やサービスへの「つなぎ役」を果たします。

(2) 見守り役

一人暮らしの高齢者世帯への定期的な訪問活動（安否確認含む）、子どもの登下校時におけるあいさつ運動を通じた見守り・声かけや安全パトロールなど、地域の見守り役としての活動に取り組みます。見守り等を通じて、担当区域の世帯（家庭）の状況に関する実態を把握します。

また、自然災害等の有事に備え、要支援者の把握、個別避難計画の作成協力、見守り活動を通じた防災に関する意識啓発など、平常時における避難行動要支援者の避難支援に関する取組も行います。ただし、豪雨や地震などによる被害のおそれがある場合は、民生委員も地域住民の一人として、近隣住民と声をかけ合いながら、「率先避難」に徹します。災害発生時（発災時）の対応は、原則、自分自身と家族の安全を確保した上で、無理のない活動を心がけます。

(3) 研修・会議等

行政や関係機関の主催による各種研修会への参加、関係団体等の会議（いわゆる「あて職」として、行政や地域の関係団体等から構成員として依頼されるもの）への出席などがあります。

また、学校や児童福祉の関係機関と連携した取組として、必要に応じ学校（保育所・幼稚園・こども園、小学校・中学校、高校）との連絡会への出席、個別支援（不登校支援、引きこもり、児童虐待等）、地域での母子保健活動（子育てサロン・サークル等）や児童健全育成事業（放課後児童クラブ等）との関わりもあります。

このほか、地域福祉活動の一環として、赤い羽根共同募金、福祉施設での奉仕活動、地域行事への協力などがあります。

(4) 民生児童委員協議会

全ての民生委員・児童委員は、6地区（町域）のいずれかの民生児童委員協議会に所属します（年会費あり）。概ね毎月開催される定例会では、組織的な取組に関する情報共有や事例検討などが行われ、個々の活動上の悩み相談や個別ケースの協議など、チームとして解決していく機能があります。研修等の自主活動の企画・調整、広報紙の作成による啓発活動なども行われます。

また、6地区の民生児童委員協議会を束ねる連合体として「雲南市民生児童委員協議会」が組織されています。

(5) 証明事務

民生委員・児童委員が担当区域の住民の生活実態等を十分把握している前提に立ち、国の通知等や地方公共団体独自の規定等により、行政手続に際し第三者による事実確認が必要な場合に、対象者の世帯状況等について事実確認した結果を書類に記し、署名する行為を言います。

具体的には、「生活保護の申請に伴う調査意見書」、「老人福祉施設入所措置に係る民生委員意見書」、3ヶ月以上ねたきりの65歳以上の方で新たに福祉医療証交付を受けようとする場合に必要「主治医・民生児童委員意見書」などがあります。

(6) 活動記録

地域住民の相談対応や支援をはじめとする全ての活動を、厚生労働省が定める様式に沿って分類し、実績として記録します。集計結果は、厚生労働省において「福祉行政報告例」として公表されます。雲南市の民生委員・児童委員（地区担当の民生委員・児童委員及び主任児童委員）の平均活動日数は、1月あたり約10日です。

平均活動件数（参考：令和5年度実績）

	相談・支援件数	活動日数
民生委員・児童委員	2. 24件/月	9. 92日/月
（うち主任児童委員）	1. 45件/月	8. 72日/月

9. 守秘義務

民生委員活動は、住民との信頼関係の上に成り立つ活動です。その前提となるのが基本的人権の尊重であり、その一部でもある個人情報の保護です。自らに関する情報がみだりに他人に知られないことは、尊重されるべき基本的人権の一部と言えます。

民生委員法第15条では、民生委員に守秘義務を課しています。

第十五条 民生委員は、その職務を遂行するに当つては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によつて、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

民生委員は、活動を通じて、地域住民の個人情報（生存する個人に関する情報で、氏名・生年月日・住所・顔写真などにより特定の個人を識別出来る情報）を把握する立場にあります。相談者の連絡先（電話番号等）や家庭内の状況等は言うまでもなく、職務上知り得た情報を、本人の同意なく第三者へ漏らしてはなりません。

一方、個人の生命、財産等の保護のために、緊急かつやむを得ない場合には、本人の同意が無くても第三者へ情報提供を行うことが出来ます。また、虐待の通告や警察への捜査協力など法令に定めがある場合にも情報提供に協力します。



10. 業務対応事例

地域社会での暮らし方や生活様式などの多様化が加速する中、身近な地域の生活課題は複雑化・複合化しています。

地域や地域住民に密着した民生委員・児童委員の活動は、今後も大きく期待される一方、過度な要望や活動内容の誤解による依頼に係る民生委員・児童委員自身への負担は増えています。

次の事例は、民生委員・児童委員の本来の業務の範囲を超えていると思われる内容や相談のケースで、島根県によるアンケート調査をもとに、対応方法等を整理されたものです。

(1) 初めての介護認定の際、医療機関に一人暮らしの高齢者を連れて行くよう依頼がありました。対応すべきでしょうか。

移送は、民生委員・児童委員の本来の業務ではありません。

本人等から相談があった場合は、市町村の介護保険担当課や地域包括支援センター等の専門機関への相談をすすめます。

(2) お金の借用依頼がありました。対応すべきでしょうか。

民生委員であることをもってお金の貸し借りをすることは適切ではありません。

(3) 融資を受けるので保証人になってほしいとの依頼がありました。対応すべきでしょうか。

民生委員であることをもって融資の保証人になることは適切ではありません。

(4) 家庭内での金銭トラブルについて相談がありました。どのように対応すべきでしょうか。

相談内容を聞いた後、当事者で解決できるよう、弁護士、司法書士等に相談するようにすすめます。また、法律相談を実施している機関を紹介します。

なお、家族が高齢者・障がい者の年金を搾取していることが予想される場合は、経済的な虐待に該当することも考えられるので、地域包括支援センターや市町村の窓口に知らせます。

(5) 土地の境界線をめぐるトラブルについて相談がありました。どのように対応すべきでしょうか。

相談内容を聞いた後、当事者間で解決できるよう、弁護士、司法書士等に相談するようにすすめます。また、法律相談を実施している機関を紹介します。



(6) 路上駐車の問題に関する相談がありました。どのように対応すべきでしょうか。

警察に相談するようにすすめます。

公平であるべき民生委員・児童委員が、一方の言い分に偏って代弁することは誤解をまねくことになるので、十分に配慮することが必要です。

(7) 野良猫・犬の処理についての依頼がありました。対応すべきでしょうか。

民生委員・児童委員の業務ではありません。

管轄の保健所に連絡するよう促します。

(8) 降雪の際、雪かきを依頼され、負担に感じています。

雪かきは、民生委員・児童委員の業務であるとは言えません。自治会等と連携の上、民生委員・児童委員自身の判断で対応してください。

相談者には、ボランティアや有料で除雪する機関（シルバー人材センター、建設業者等）を紹介します。

なお、平素から、地域における要支援者への支援体制について、自治会、消防団等の災害対策関係者において協議し、役割分担を明らかにしておくことが大切です。

(9) 銀行、農協、医療機関への送迎を依頼されました。対応すべきでしょうか。

民生委員・児童委員の業務ではありません。

やむを得ず送迎を行うことがある場合は、民児協で協議する必要があります。

(10) 一人暮らしの障がい者に対する世話（除草剤散布、包丁研ぎ等）を依頼されました。対応すべきでしょうか。

家事援助を行うことは、民生委員・児童委員の本来の業務ではありません。

相談者の話を聞き、障害者支援センターへ相談することや福祉サービスの利用、あるいはシルバー人材センターなどによる家事援助サービスの利用をすすめます。

ただし、要支援者の状況により、民生委員・児童委員自身が可能な範囲で手助けをすることについては、個々の民生委員・児童委員の判断によります。

(11) 一人暮らしの高齢者の入院時に、同行を依頼されました。対応すべきでしょうか。

入院に際しての同行は、民生委員・児童委員の本来の業務ではありません。

ただし、地域の事情や本人の状況に応じて、民生委員・児童委員自身または民児協において判断する場合があります。

必要に応じて、地域包括支援センター等の専門機関につながります。

なお、このような場合を想定し、地域での支援体制について検討しておくことが大切です。

(12) アパートの住人や自治会未加入者に対して、自治会加入を促すよう依頼がありました。対応すべきでしょうか。

自治会への加入促進の取組は、民生委員・児童委員の本来の業務ではありません。

ただし、民生委員・児童委員の活動の中で、必要に応じ、自治会活動に関する情報を提供する場合があると考えられます。

なお、自治会加入の有無によって訪問等の活動の対象とするか否かを区別するものではなく、当然に自治会に加入していない世帯も活動の対象です。

1.1. 補償制度

(1) 地方公務員災害補償制度

公務遂行または通勤に伴う地方公務員の災害に対する補償制度です。民生委員・児童委員は非常勤の地方公務員（特別職）であるため、この制度の適用を受けることも出来ます。補償の対象となる「災害」は、本人の身体的損害（負傷、疾病、障がい、死亡）に限られており、物件損害や精神的損害（慰謝料）は対象外となります。

(2) 全国民生委員互助共励事業

互助事業として、弔意（公務以外の事由による死亡（配偶者含む））、見舞（長期入院等による傷病見舞、自宅の全壊・半壊等による災害見舞）、退任慰労などが行われます。また、公務関係では、職務遂行下、公務の遂行に起因するとみられる死亡弔慰、傷病見舞などがあります（審査により給付）。

(3) 民生委員・児童委員活動保険

民生委員・児童委員が公務中（活動中）の事故による死傷補償を基本に、委員活動に伴う特有の補償を付加する傷害保険です。

補償内容は、次の通りです。

- ①委員活動中の事故（自然災害含む）による委員本人の死傷
- ②委員活動に起因する委員およびその家族への活動対象者からの加害行為による死傷
- ③委員活動に起因する委員の自宅への活動対象者からの放火、毀損、盗難被害
- ④委員活動中に委員が誤って第三者に与えた心身、財物への損害補償
- ⑤委員が保有する個人情報の紛失に伴う損害賠償、謝罪費用

◆参考文献

- ・全国民生委員児童委員連合会ホームページ
- ・民生委員・児童委員 必携 第61集（発行：社会福祉法人全国社会福祉協議会）
- ・島根県民生委員・児童委員のための業務対応事例集 ～よりよい活動にむけて～

12. その他（資料編）

- ・雲南市民生委員推薦会規則
- ・雲南市民生委員推薦準備会要綱
- ・困ったときの相談窓口一覧
- ・雲南市の民生委員・児童委員活動状況（令和2年度～令和6年度）

○雲南市民生委員推薦会規則

平成16年11月1日

規則第64号

改正 平成19年3月27日規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、民生委員法施行令(昭和23年政令第226号)第7条の規定に基づき雲南市民生委員推薦会(以下「推薦会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務所)

第2条 推薦会の事務所は、雲南市役所に置く。

(委員の定数)

第3条 推薦会委員(以下「委員」という。)の定数は、14人以内とする。

(委員長)

第4条 推薦会に委員長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、推薦会を代表する。

(運営)

第5条 推薦会は、民生委員の定数に欠員を生じたときの補充等必要がある場合は、速やかに会議を開催しなければならない。

2 会議は非公開とし、委員、幹事及び書記は、議事に関する機密を他に漏らしてはならない。

(幹事及び書記)

第6条 推薦会に幹事及び書記各々3人以内を置き、関係主管課職員の中から市長がこれを命ずる。

(準備会の設置)

第7条 民生委員の推薦を円滑に行うため、雲南市民生委員推薦準備会(以下「準備会」という。)を設置する。

2 準備会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則(平成19年3月27日規則第17号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する

○雲南市民生委員推薦準備会要綱

平成19年3月27日

告示第45号

改正 平成20年3月25日告示第20号

平成22年3月25日告示第76号

平成27年12月22日告示第360号

平成28年3月25日告示第172号

令和5年4月1日告示第442号

(設置)

第1条 雲南市民生委員推薦会規則(平成16年雲南市規則第64号)第7条の規定により民生委員候補者の推薦を円滑に進めるため、雲南市民生委員推薦会(以下「推薦会」という。)の下部組織として雲南市民生委員推薦準備会(以下「準備会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 準備会は民生児童委員協議会の区域を単位に設置する。

2 準備会委員(以下「委員」という。)の定数は、1区域あたり16人以内とする。

3 委員は、当該区域の実情に通じる者であって、次の各号に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 民生委員の代表
- (3) 社会福祉事業の実施に関係のある者
- (4) 社会福祉関係団体の代表者
- (5) 教育に関係ある者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 学識を有する者
- (8) 地域自主組織の代表者

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、欠員により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 準備会には委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集する。

2 準備会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 準備会の会議は、公開しない。

(委員以外の者の出席)

第6条 準備会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(候補者の内申)

第7条 委員長は、会議において選任した民生委員の候補者に係る内申書を作成し、速やかに推薦会に提出しなければならない。

(報酬)

第8条 委員の報酬は支給しない。

(事務局)

第9条 準備会の事務局は民生委員協議会の区域ごとに市民福祉課又は市民サポート課に置く。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、準備会の運営に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行時期)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(召集の特例)

2 この告示の施行の日以降最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定に関わらず、市長が招集する。

附 則 (平成20年3月25日告示第20号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月25日告示第76号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月22日告示第360号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日告示第172号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日告示第442号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

困ったときの相談窓口一覧

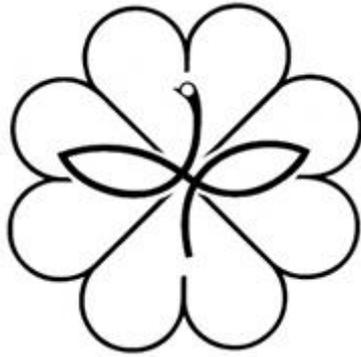
項目	内容	連絡先	電話番号
年金と医療保険	国民健康保険に関する相談	市民環境部	40-1031
	後期高齢者医療保険に関する相談	市民生活課	
	国民年金に関する相談		
健康づくり	成人の健診（検診）に関する相談	健康福祉部	40-1045
	予防接種に関する相談	健康推進課	
高齢者福祉	高齢者の介護や日常生活支援に関する相談	地域包括支援センター （雲南市社会福祉協議会）	47-7799
	認知症に関する相談	健康福祉部 保健医療政策課	40-1040
	高齢者虐待に関する相談	健康福祉部 長寿障がい福祉課	40-1042
障がい者福祉	障がい者の日常生活支援に関する相談	健康福祉部 長寿障がい福祉課	40-1042
	障がい者虐待に関する相談		
	引きこもりに関する相談		
こどもの 健康づくり 教育 学校生活	母子保健・こどもに関する相談	こども政策局 こども家庭支援課 （こども家庭センター）	40-1067
		母子保健について	40-1047
	ひとり親家庭支援に関する相談 （児童扶養手当、就労支援・福祉資金のこと）	こども政策局 こども家庭支援課 （こども家庭センター）	40-1067
	こども虐待に関する相談	こども政策局 こども家庭支援課 こども虐待通報ダイヤル	40-1046
	就学援助費に関する相談	教育委員会	40-1084
児童の不登校・いじめ・ひきこもりに関する相談	児童生徒支援課		
生活困窮	生活困窮に関する相談	生活支援・相談センター （雲南市社会福祉協議会）	45-3933
	生活保護に関する相談	健康福祉部 健康福祉総務課	40-1041
人権	人権に関する相談	人権センター	42-1767
女性相談	離婚、夫やパートナーからの暴力・ パワハラなどに関する相談	男女共同参画センター	42-5678
		・女性相談専用ダイヤル	42-3838

項目	内容	連絡先	電話番号
住居	移住に関する相談	政策企画部 うんなん暮らし推進課	40-1014
	空き家に関する相談	建設部 空き家対策室	40-1066
	市営住宅の家賃に関する相談	建設部 建築住宅課	40-1065
	市営住宅の退去手続きに関する相談		
暮らしと環境	上下水道の使用開始・中止に関する相談	上下水道局 営業課	42-5322
	上下水道の料金・使用料に関する相談		
	不法投棄に関する相談	市民環境部 環境政策課	40-1033
	悪臭等に関する相談		
	野良猫・犬の死がいの処理に関する相談		
	ごみの対応、対策に関する相談		
	振り込め詐欺や悪徳商法などの消費者問題に関する相談	市民環境部 消費生活センター	40-1123
	国道・県道に関する相談	建設部 都市計画課	40-1064
	市道に関する相談	建設部 建設工務課	40-1063
	農林道に関する相談		
	除雪に関する相談		

雲南市の民生委員・児童委員活動状況（令和2年度～令和6年度）

民生委員・児童委員（うち主任児童委員）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
相談・支援件数	内容別	在宅福祉	340(0)	286(0)	247(0)	249(1)	238(0)
		介護保険	80(0)	92(0)	92(0)	105(0)	102(0)
		健康・保健医療	360(0)	563(0)	500(0)	446(6)	440(0)
		子育て・母子保健	39(21)	19(11)	17(3)	34(17)	24(3)
		子どもの地域生活	186(92)	267(126)	322(82)	130(60)	223(37)
		子どもの教育・学校生活	386(292)	494(388)	360(173)	351(118)	580(173)
		生活費	61(0)	96(0)	113(0)	128(0)	173(0)
		年金・保険	11(0)	12(0)	6(0)	10(0)	17(0)
		仕事	14(0)	12(1)	13(0)	24(0)	30(1)
		家族関係	133(5)	106(0)	188(4)	146(1)	111(7)
		住居	54(0)	65(0)	86(0)	68(0)	55(0)
		生活環境	172(4)	257(9)	176(7)	149(0)	120(0)
		日常的な支援	879(106)	896(122)	967(61)	973(65)	1,528(58)
		その他	1,182(1)	1,430(8)	1,328(6)	1,037(11)	1,046(2)
	計	3,897(521)	4,595(665)	4,415(336)	3,850(279)	4,687(281)	
	分野別	高齢者に関すること	2,152(104)	2,215(124)	2,063(57)	2,391(67)	2,453(62)
		障害者に関すること	244(9)	301(3)	322(4)	183(0)	729(2)
		子どもに関すること	624(383)	856(524)	785(262)	727(202)	904(214)
		その他	877(25)	1,223(14)	1,245(13)	549(10)	601(3)
		計	3,897(521)	4,595(665)	4,415(336)	3,850(279)	4,687(281)
その他の相談件数	調査・実態把握	1,565(14)	1,322(8)	1,194(18)	756(39)	741(51)	
	行事・事業・会議への参加協力	2,631(199)	2,922(254)	3,225(363)	3,190(401)	2,615(353)	
	地域福祉活動・自主活動	5,929(873)	6,396(949)	6,364(886)	6,098(900)	5,554(758)	
	民児協運営・研修	2,894(288)	3,188(379)	3,707(454)	3,973(602)	3,281(503)	
	証明事務	130(1)	127(5)	119(2)	125(3)	214(34)	
	要保護児童の発見の通告・仲介	12(0)	50(1)	27(0)	2(0)	72(34)	
訪問回数	訪問・連絡活動	10,323(58)	11,100(52)	11,200(56)	11,411(114)	11,708(87)	
	その他	6,110(134)	6,305(177)	5,521(83)	5,527(104)	6,334(62)	
連絡調整回数	委員相互	2,250(243)	2,423(290)	2,822(273)	2,735(361)	2,611(301)	
	その他の関係機関	3,474(241)	3,953(305)	3,817(333)	4,124(410)	4,061(390)	
活動日数		15,941(1,478)	16,626(1,701)	17,060(1,645)	17,029(1,675)	17,540(1,550)	



現在のマークの図柄は昭和 35（1960）年に公募で選ばれたものです。
幸せのめばえを示す四つ葉のクローバーをバックに、民生委員の「み」の
文字と児童委員を示す双葉を組み合わせ、平和のシンボルの鳩をかたどっ
て、愛情と奉仕を表しています。

（発行）令和 7 年 4 月

R70425

（編集）雲南市健康福祉部健康福祉総務課

〒699-1392

島根県雲南市木次町里方 5 2 1-1

TEL 0854-40-1041

FAX 0854-40-1049
